

【施行期日政令・整備政令】

I. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案（概要）

◆政令の概要

法律公布（令和4年5月27日）から1年以内施行部分の施行期日を**令和5年5月26日**と定める。

II. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（概要）

①スキマのない規制関係

◆法改正の概要

- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象に
→災害の発生のおそれがないと認められるものとして**許可を不要とする工事**について政令に委任
- 宅地造成の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨て行為（特定盛土等）や一時的な堆積（土石の堆積）についても規制
→ **宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の規模要件**について政令に委任

◆政令改正の概要

- 他の法令等（鉱山保安法等）により盛土等の安全確保のための基準の適用を受け、国又は地方公共団体の監督を受けている工事を規定
- 宅地造成及び特定盛土等については、「盛土で高さが2m(※)を超えるもの」を追加（※特盛区域は5m）
土石の堆積については、「高さが2m(※)を超えるもの」及び「土石の堆積を行う土地の面積が500㎡(※)を超えるもの」を新たに規定（※特盛区域は5m・3,000㎡）

②盛土等の安全性の確保関係

◆法改正の概要

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
→ **宅地造成等に関する工事の技術的基準**について政令に委任
- 許可に当たって、土地所有者等の同意等を要件化
→ **土地所有者等の全員の同意を不要とする事業**について政令に委任
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、(1)施工状況の定期報告、(2)施工中の中間検査及び(3)工事完了時の完了検査を実施
→ **中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模及び特定工程等並びに定期報告を要する宅地造成等の規模**について政令に委任

◆政令改正の概要

- 地盤の状況に応じ、擁壁に代えて設置するものとして「崖面崩壊防止施設」を追加するとともに、当該施設の設置に関する技術的基準を規定
地盤について講ずる措置（盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置等）、崖面及びその他の地表面について講ずる措置（植栽、芝張り等の設置）等を追加
また、土石の堆積に関する工事の技術的基準についても規定
- 公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業等を規定
- 中間検査を要する特定工程として、排水施設を設置する工程を規定

◆今後のスケジュール 令和4年12月20日閣議決定（12月23日公布） ・ 令和5年5月26日施行